

特別区再生可能エネルギー由来電力共同調達
共通仕様書

1. 件名

特別区再生可能エネルギー由来電力共同調達に係る電気供給契約

2. 需要場所

別紙2に掲げる需要場所

3. 仕様

(1) 需要場所ごとの予定契約電力、予定使用電力量、再生可能エネルギー供給比率等
別紙2のとおり

(2) 契約期間

別紙1のとおり

(3) 需給地点

需要場所を管轄する一般送配電電気事業者の開閉所内の電源側接続地点

(4) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(5) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(6) 供給条件

次のア及びイの条件を満たすこと。

ア 供給電力は発注者が別紙1にて指定する再生可能エネルギー由來の電力とする。

イ 供給電力のメニューごとの調整後排出係数※は0.000000t-CO₂/kWhとすること。

※温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する調整後排出係数を指す。

4. 電気料金の算定方法等

(1) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、ア及びイに掲げる契約の区分に応じて定める方法により行うものとする。ただし、許容する料金メニューは別紙1を参照すること。この場合において、当該算定した料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

ア 単価固定型契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①-1、①-2、①-3及び①-4を合計して得た金額とする。

①-1 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－2 電力量料金

契約ごとに月ごとの電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①－3 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元及び算定方法に準ずる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元及び算定方法により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。この場合において、契約期間中に燃料費等調整に係る設定等の改定があった場合の協議については、別紙1を参照するものとする。

①－4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、再エネ賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

④ 容量拠出金の取扱い

基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。契約期間内において単価を変更する場合の協議については、別紙1を参照するものとする。

⑤ 国の補助金

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

イ 単価変動（市場連動）契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①－1、①－2、①－3を合計して得た金額とする。

①－1 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－2 従量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送料金単価、損失率を考慮し、JEPXエリアプライス、スポット取引手数料を加えた額に、月ごとに当該契約に係る施設の同日同時刻帯の30分使用量の実績を乗じて算定するものとする。

①—3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、再エネ賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

④ 容量拠出金の取扱い

基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。契約期間内において単価を変更する場合の協議については、別紙1を参照するものとする。

⑤ 国の補助金

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

（2）電気料金の請求

電気料金の請求は、次のア及びイに掲げるところにより行うものとする。

ア 受注者は、別紙1にて発注者の指定する区分ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。

イ 受注者は、毎月の請求額を確定した際、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、別紙1にて発注者が指定する形式により請求書及び利用明細を交付するものとする。交付形式は、電子メールへの添付、紙面での郵送、専用ウェブサイトからのダウンロードのいずれかとする。

（3）再生可能エネルギー電気の確認資料等

受注者は、発注者と締結する契約において、供給される電力がすべて再生可能エネルギー電気であることを別紙1に記載の方法にて証明するものとする。

5. 入札金額算出方法

（1）単価固定契約

- ① 基本料金単価は月ごとに変更できるものとする。
- ② 従量料金単価は月ごと、提供するメニューにより時間ごとに変更できるものとする。
- ③ 環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間を通じて同一単価とする。
- ④ 燃料調整単価は、入札を行うメニューごとにオークション運営者が指定する単価を使用するものとする。
- ⑤ 託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適応される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条

件に従うものとする。

⑥ 再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないものとする。

(2) 単価変動（市場連動）契約

- ① 単価は月ごとに変更できるものとする。
- ② 従量料金単価に関する手数料等は月ごとに同一単価とする。
- ③ 環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間を通じて同一単価とする。
- ④ JEPXエリアプライスはオークション運営者が指定する単価を利用すること。なお、スポット購入手数料を設定する場合は固定単価とすること。
- ⑤ 容量拠出金の負担額について、単価を設ける場合、年間を通じて同一単価とする。契約期間が4月をまたぐ場合、年度ごとに単価を設定しても構わない。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定すること。ただし、この場合実際の請求時に入札単価を超えて請求できないものとする。
- ⑥ 託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適応される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条件に従うこと。
- ⑦ 入札額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないものとする。

6. 受注者の留意事項

(1) 檜針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

(2) 緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

(3) 使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

(4) 取次店

電気事業法第2条の2の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

7. 重要事項

(1) 受注者（この号及び次号において、候補者を含む。）は、次のア及びイに掲げる事項について留意しなければならない。

ア 該当地域の送配電事業者定める託送料金、損失率、離島ユニバーサルサービス単価の見直

し、年度をまたぐ契約においては容量拠出金の負担額変更、もしくは制度改正により契約単価の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとする。

イ 協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

(2) その他

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整この仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。

以上